

苦情解決の仕組みについて

当園では、社会福祉法第82条の規定により、当園が提供する福祉サービスについて、保護者及び、そのご家族等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。また、当園における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のとおり設置し、苦情解決に努めております。

◆苦情・相談解決責任者
当園の施設長

◆本社の相談・苦情受付・解決担当者
こどものまち株式会社相談窓口
電話番号 052-508-5465(携帯電話利用可)
受付時間9:00～18:00(土日祝は除く)

◆第三者委員
苦情解決を円滑・円満に図ることができる者2名設置
弁護士、子育て支援事業者代表

◆受付方法
面談・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けております。
相談・苦情は面談や書面によって随時受け付けます。第三者委員に直接申し出ることもできます。相談・苦情内容は、当園及び、本社内への周知共有と内容により(申出人が希望する場合等)第三者委員へも共有します。
苦情については誠意をもって解決に努めます。申出人は第三者委員の立会いを求めることもできます。第三者委員は、苦情内容の確認、解決案の助言、改善報告の確認を行います。

◆他受付窓口(行政)
北区役所 保健福祉センター福祉部 民生子ども課 保育園担当 電話番号 052-917-6518

◆公表
2025年度は、第三者委員会が招集される相談・苦情はございませんでした